（厚生労働省組織令の一部改正）

第十六条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第九十五条中第十三号を第十四号とし、第三号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）の規定による養子縁組あっせん事業に関すること。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子
文部科学大臣　林　芳正
厚生労働大臣　加藤　勝信

確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年十一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百九十一号

確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十六号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

確定拠出年金法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、平成三十年五月一日とする。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年十一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百九十二号

確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

内閣は、確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十六号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備等（第一条―第六条）
第二章　経過措置（第七条・第八条）
附則

第一章　関係政令の整備等

（確定拠出年金法施行令の一部改正）

第一条　確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六条」を「第二十六条の二」に改める。

第一条第二号イ中「であって」を「及び法第七十七条の二第一項の規定により連合会に納付された中小事業主掛金（法第六十八条の二第二項に規定する中小事業主掛金をいう。以下同じ。）であって」に改める。

第二条ただし書中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改める。

第三条第七号中「による」を「により」に、「移換」を「移換を受ける場合にあっては、脱退一時金相当額等の移換」に改め、同条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　法第五十四条の四第二項又は中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項（同条第六項の規定により読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により個人別管理資産を移換する場合にあっては、個人別管理資産の移換に関する事項

第六条第二号中「、企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法、法第二十三条第一項の規定により提示される運用の方法の数又は種類」を削り、「回数」の下に「、同条第二項に規定する提示運用方法の数及び種類」を加え、同条第四号を次のように改める。

四　企業型年金加入者が掛金を拠出することができることを定める場合にあっては、次に掲げる要件を満たすものであること。

イ　企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法は、特定の者について不当に差別的なものでないこと。

ロ　企業型年金加入者掛金について、前納及び追納することができないものであること。

ハ　企業型年金加入者掛金の額は、事業主掛金の額が引き下げられることにより当該事業主掛金の額が企業型年金加入者に係る当該企業型年金加入者掛金の額を下回ることとなる場合において、当該企業型年金加入者掛金の額が当該事業主掛金の額を超えないように変更する場合その他厚生労働省令で定める場合を除き、第十条の二に規定する企業型掛金拠出単位期間につき一回に限り変更することができるものであること。

ニ　企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法その他その拠出に関する事項が事業主によって不当に制約されるものでないこと。

第六条第五号及び第六号を削り、同条第七号を同条第五号とし、同条第八号中「第十条の三ただし書」を「第十条の四ただし書」に改め、同号を同条第六号とし、同条第九号を同条第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　法第二十三条の二第一項の規定により指定運用方法（同条第二項に規定する指定運用方法をいう。ロ、第十三条第二項及び第二十九条第五号において同じ。）を提示することを定める場合にあっては、次に掲げる要件を満たすものであること。

イ　法第二十五条の二第一項に規定する特定期間及び同条第二項に規定する猶予期間は、特定の者について不当に差別的なものでないこと。

ロ　法第二十三条の二第一項の規定により企業型運用関連運営管理機関等（法第二十三条第一項に規定する企業型運用関連運営管理機関等をいう。以下この号及び第十二条において同じ。）が指定運用方法を選定し、提示しようとする場合にあっては、事業主は、その実施する企業型年金における厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者と協議し、企業型運用関連運営管理機関等は、その協議の結果を尊重することとされていること。

第六条第十号中「企業型年金加入者又は企業型年金運用指図者（以下「企業型年金加入者等」という。）が法第二十五条第一項の規定により」を「法第二十五条第一項の規定により企業型年金加入者等（法第四条第一項第五号に規定する企業型年金加入者等をいう。以下同じ。）が」に改め、同号を同条第九号とし、同条中第十一号を第十号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り上げる。

第七条第一項第一号中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号中「個人型年金同時加入可能者（企業型年金規約において企業型年金加入者が個人型年金加入者となることができることを定めている企業型年金の企業型年金加入者をいう。以下同じ。）の個人型年金」を「当該企業型年金加入者等が個人型年金の個人別管理資産を有する場合」に改める。